

資料1

これからの市民活動センターに求められる役割について
(答申)

【2024.12.18 案】

令和 年 月

静岡市市民活動促進協議会

目次

I はじめに

静岡市は、市民活動を促進することにより活力ある地域社会を実現するため、市民活動センター条例に基づき市内2か所に市民活動センターを設置しています。

市民活動センターは、設置されて以降、市民活動を行う市民の活動拠点、相談場所として、団体の立ち上げや組織基盤づくりの支援に丁寧に対応してきました。その結果、静岡市を所轄庁とする NPO 法人は、令和6年12月現在、319 法人が活動しています。

また、講座やイベントを通じて市民が市民活動に触れ、楽しむきっかけづくりや、市民活動団体同士の交流、連携のネットワークの創出等、静岡市における市民活動促進施策の担い手として、大きな役割を果たしてきました。

それぞれのセンターが開館から10年以上経過し、その間に社会を取り巻く状況の変化とともに、「市民活動」の形も変わりつつあります。

今回、静岡市が令和5年3月に策定した、第4次静岡市市民活動促進基本計画の目指す姿である「多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち」の実現に向け、社会の変化を踏まえた、市民活動センターの未来の姿を描くため、「これからの市民活動センターに求められる役割」について、当協議会へ諮問がありました。

これを受け、本協議会では、6回にわたる協議会での議論や勉強会の開催、他都市事例の研究等を通じ、検討を重ねて参りました。

その結果について次のとおり答申いたします。

2 市民活動センターの概要

(1) 静岡市に市民活動センターが設置された経緯

平成7年の阪神淡路大震災における市民ボランティアの活躍、平成10年の特定非営利活動促進法の施行等により、様々な社会課題に対して行政だけではなく、市民による自発的、主体的な活動や、行政との協働によって解決を図ろうとする気運が高まっていました。

このような社会情勢の中、旧静岡市では、平成14年に市民活動団体や行政等で構成する「市民活動懇親会」の開催や「市民活動基本指針」の策定がなされました。同年、旧清水市ではJR清水駅前に「清水NP0・ボランティア市民センター」が開設されました。

平成15年に旧静岡市と旧清水市が合併し新静岡市となり、新静岡市の総合計画に旧市域に1ヶ所ずつ市民活動の拠点となるセンターを設置する旨明記されました。

旧清水市域では、「清水NP0・ボランティア市民センター」がJR清水駅前の再開発を機に、現在の清水区港町に移転するとともに、平成18年に「清水市民活動センター」として開館されました。旧静岡市区域では、旧一番町小学校の跡地の有効活用策として市民活動センター一案が採用され、平成21年に「番町市民活動センター」として開館されました。

(2) 第4次静岡市市民活動促進基本計画での位置づけ

静岡市では、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実現するため、市民活動の促進の基本となる計画である市民活動促進基本計画を策定しています。

令和5年3月に策定された第4次静岡市市民活動促進基本計画では、今まで以上に市民活動が市民の皆さんの身近なものとなるように、日常生活の中で、市民の皆さんが自然に支え合い、さまざまな形でかかわりを持てる市民活動をより大事にしていくという視点で「多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち」という「目指す姿」が設定されています。

「目指す姿」の実現のため、計画では「触れる・楽しむ」、「動き出す」、「創る・実現する」、「つながる、変わる」の4つの施策の柱が設定されています。

市民活動センターの業務は、これらのうちの特定の柱に位置付けられるものではなく、市民の皆さんが市民活動に触れるきっかけとなる講座やイベントの開催、市民活動の立ち上げや基盤づくりを支える相談業務、事務ブース等の提供、市民活動団体同士の協働のコーディネート等、4つの柱に横断的に関係しており、同計画の推進を図るうえで重要な位置を占めています。

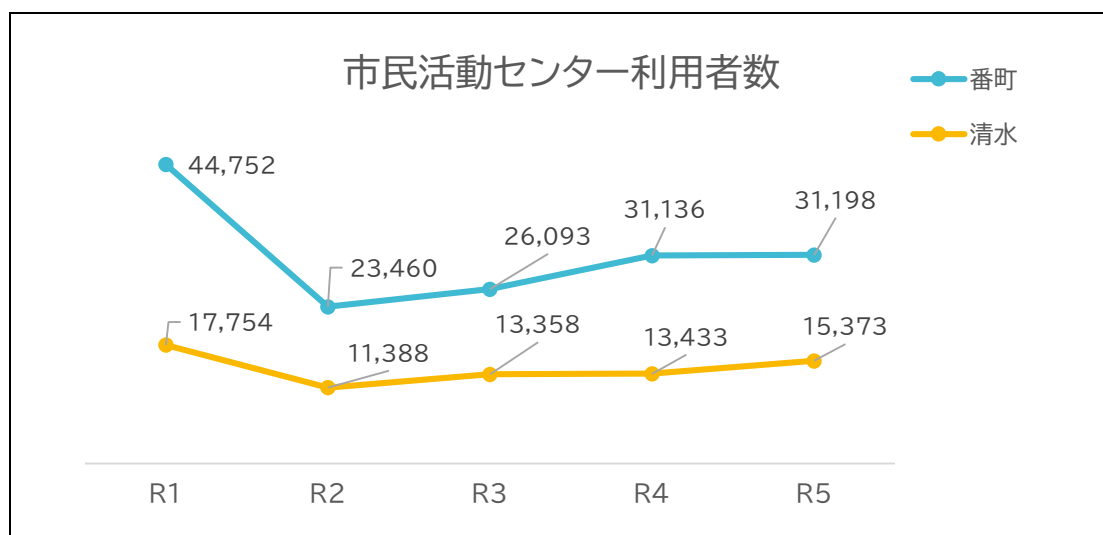
(3) 市民活動センターの施設概要

名称	静岡市清水市民活動センター	静岡市番町市民活動センター
位置	静岡市清水区港町二丁目1番1号	静岡市葵区一番町50番地
規模	R C造地上13階建ての2階／ 延床面積472.6㎡(うち専有386.3㎡)	R C造地上4階建ての1階一部及び 2階／延床面積1,386㎡
隣接 施設	教育支援センター「はばたく教室」 (市青少年育成課所管)	特別支援教育センター (市学校教育課所管)
駐車場	9台(うち、5台分は民間Pを借用)	20台(特別支援教育センターと共用)
駐輪場	18台	14台(特別支援教育センターと共用)
施設 内容	オープンスペース、情報コーナー、会議 室、事務ブース、貸ロッカー、メールボ ックス、印刷作業室等	オープンスペース、情報コーナー、会議 室、事務ブース、貸事務室、貸ロッカー、 メールボックス、印刷作業室、託児室等

(4) 市民活動センターの利用状況

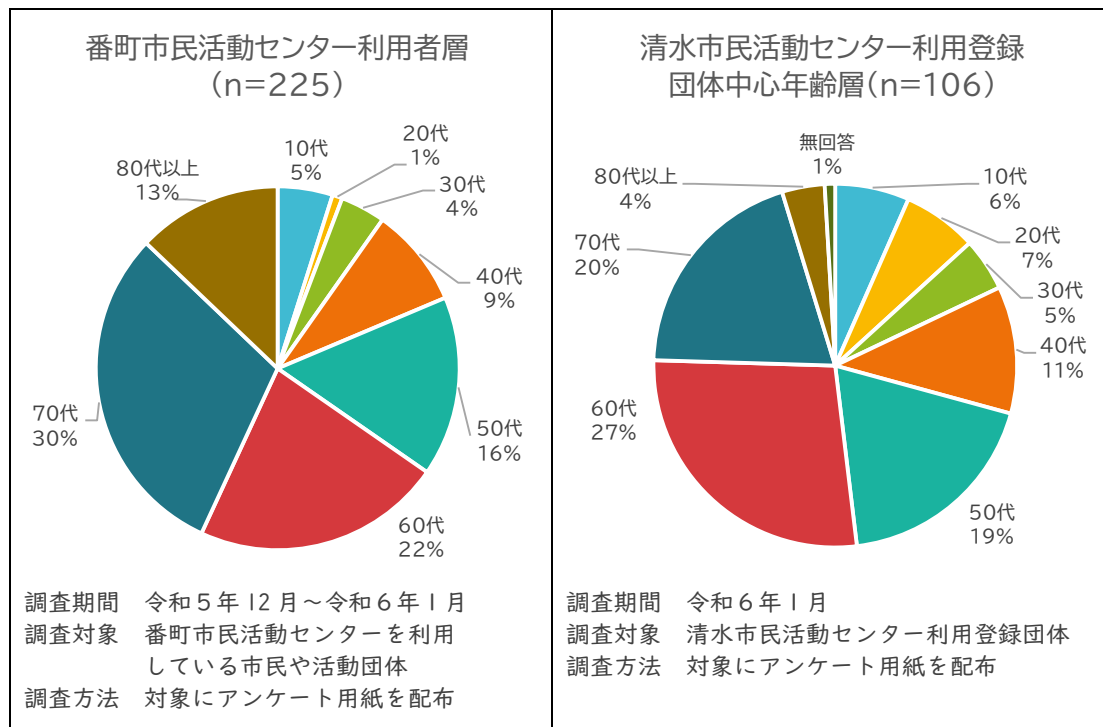
ア 利用者数

新型コロナウイルスの流行は、市民活動センターの利用者数に大きな影響を及ぼしました。令和3年度以降は回復しつつありますが、流行前の数値には戻っていません。



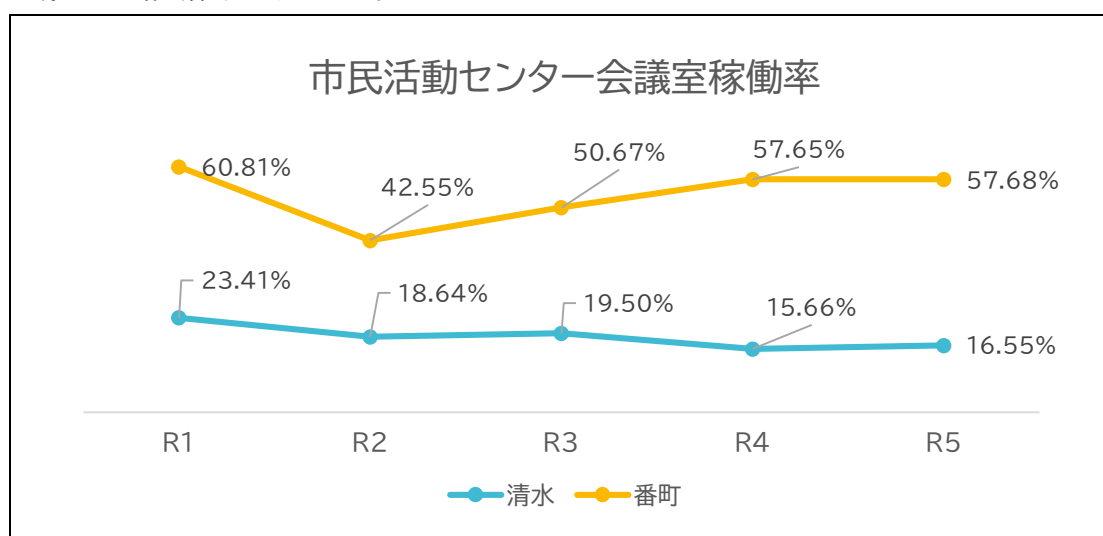
イ 利用者の年代

各センターが実施したアンケートによると、両センターとも 60 代以上の利用者が半数を占めていることが分かります。



ウ 会議室稼働率

会議室の稼働率は、特に番町市民活動センターにおいて、新型コロナウイルスの影響により落ち込みましたが、現在は持ち直しつつあります。一方、清水市民活動センターは徐々に減少傾向にあります。



3 現状認識

これからの市民活動センターに求められる役割を検討するにあたり、市民活動センターをとりまく全国的な状況を踏まえて現状について確認します。

(1) 市民活動の多様化

ア 多様化する活動形態

平成10年の特定非営利活動促進法の制定以降、特定非営利活動法人の法人認証数は増加してきましたが、全国的には平成30年度、本市においては令和元年度から減少に転じています。現在、非営利の活動を行う法人は、一般社団法人や一般財団法人、労働者協同組合等の制度があり、活動に応じた選択肢が複数用意されています。

近年は、法人格を持たない、いわゆる任意団体や、個人又は少人数によるプロジェクトベースでの活動等もあり、市民活動の形態を特定の枠組みで定義することが難しくなっています。

企業でも、CSRの取組として社会貢献活動や、従業員のボランティア活動が奨励されていたり、地域課題解決の主体として、行政や市民活動団体と連携をしながら取り組んでいる例もあります。

また、高校生や大学生が授業や部活、サークル活動やゼミ等を通じて地域活動を立ち上げたり、参加するケースもあります。

このように、様々な形態が存在していることを前提に、特定の枠組みにとらわれることなく施策を考えていく必要があります。

イ 市民活動センターがアプローチする対象

番町市民活動センター、清水市民活動センターとも、利用者層は60代以上が主で10代～30代の層は相対的に少ない割合となっています。

一方で、市内において10代～30代の世代が取り組む市民活動が少ないかという点、そうではなく、地域のエリアマネジメントやまちの魅力づくり、国際協力や学習支援等、様々な分野において活動が活発に行われ、両市民活動センターにおいても、こうした活動とも連携、協力を図りながら、若者へのアプローチに取り組んでいます。

多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまちを目指していくためにも、市民活動センターは、若者に限らず、障害のある方や外国にルーツのある方など、様々な立場の人たちとの接点を、これまで以上に作っていく必要があります。

また各センターとも、積極的に外部とのかかわりを持ち、多様な活動を支援するべくはたらきかけを行っているところですが、市民活動センターの指定管理業務協定書からは「市民活動センターに足を運ぶ人」を主な行政サービスの対象としているようにも見受

けられ、こうしたセンターのアウトリーチの活動が十分に評価されにくい構造となっています。

ウ 市民活動センターによる支援のアプローチ

本市において市民活動センターが開館した時代は、NPO 法施行から約 10 年が経過し、NPO 法人が続々と設立されていた頃です。

そうした社会からの要請に応じて、センターには法人化のための相談や、団体としての組織基盤の強化、団体運営のノウハウ等を提供するための機能が取り入れられました。貸事務室やブースといった施設も、新たに立ち上げられた市民活動団体の活動が安定・定着することを目的としていたものと思われます。

現在も、市民活動センターの指定管理業務協定書には、「特定非営利活動促進法に基づく事務手続の相談」や、「市民活動団体の運営能力の向上や活動基盤を強化するための『人材・団体育成講座』を実施する」等の規定があり、主に立ち上げ期の市民活動団体を対象とした取組を想定しているように見受けられます。

繰り返しになりますが、市民活動の形態は多様化し、市民活動センターがアプローチする対象も変化しています。それにより市民活動センターに対して求められる支援の質も変化し、また、細分化されていることから、支援のアプローチも変わってきています。

(2) 市民活動センターに定着した機能と求められる機能

ア 全国的な状況

令和 5 年に認定特定非営利活動法人日本 NPO センターが実施した、NPO 支援センター実態調査によると、全国の NPO 支援センターは 363 施設あります。

全国の NPO 支援センターは、2002 年（平成 14 年）から 2006 年（平成 18 年）に全国へ広がっているとされており、当時広がった施設では、全国でも先駆けとなった神奈川県や仙台市で設置された時に備わっていた「会議、イベント用の貸室、印刷機等のある作業スペース、レターケース、ロッカー、貸事務室等のハードから、情報コーナーや相談窓口、組織マネジメントや会計等に関する各種の講座、セミナーなどのソフト事業」が踏襲されました。これらは「仙台モデル」と呼ばれ、見本のように各地に広がり定着し、また、公設民営型の市民活動センターの多くが事業委託から指定管理者制度へ移行していきま

す。

本来、中間支援は、その対象となる地域や人口規模等に合わせて多様であるはずですが、マニュアルのように一般化、定着化されたことで、民間運営の独自性が発揮されにくく、また、行政による基盤整備が優先され、運営における行政との協働のプロセスや、中

¹ 「地域コミュニティ支援が拓く協働型社会 地方から発信する中間支援の新展開」（櫻井常矢 編著／2024 年／学芸出版社）

間支援機能の多様性が失われ、「中間支援機能の硬直化」とも指摘されます²。

イ 静岡市の状況

「(1) 市民活動の多様化」で述べたとおり、市民活動への支援には多角的なアプローチが必要となってきたなかで、センターがどれだけ多様な支援力を持てるかが重要な要素です。

こうした状況の中でも、静岡市の各市民活動センターではアウトリーチや多様な活動への支援等も積極的に進めています。しかしながら、現在の指定管理業務協定書に規定される各業務は、どうしても 施設をベースとした内容に比重が置かれ、それが定着化することで、多様な手法によるアプローチが求められる現在の状況とギャップが生じるなど、市がセンターに求める水準（指定管理業務協定書や仕様書）も「硬直化」しつつあるのではないのでしょうか。

(3) 長期的な視点

今回のように、社会の変化に応じて役割の見直しを行うことは重要ですが、今後も AI をはじめとした技術の普及やグローバル化の進展等により、社会の変化のスピードは増していくと考えられ、変化の速さと行政の見直しスパンの時期がかみ合わないことになっていくでしょう。

市民活動センターの運営は、今まで以上に変化に対して柔軟に改善、見直しが可能な仕組みが求められます。

² 「地域コミュニティ支援が拓く協働型社会 地方から発信する中間支援の新展開」（櫻井常矢 編著／2024 年／学芸出版社）

4 これからの市民活動センターに求められる役割について

現状を踏まえて、これからの市民活動センターに求められる役割について、下記のとおり「基本的な考え」と「求められる役割」を述べます。

市民活動センターの運営にあたり、共通認識として意識すべきことを「基本的な考え」とし、「求められる役割」とは、具体的な役割を指しています。

静岡市は、施設の運営にあたり、こうした点を踏まえて方向性を定めることを期待します。

基本的な考え

- ・市民活動センター条例に掲げる「市民活動を促進することによる活力ある地域社会の実現」を果たすため、直接的に施設を利用する市民だけでなく、静岡市民全体を対象に、市民活動を促す取組を行っていくこと。
- ・しかしながら、市民活動センターが全てを担う必要はなく、市内における民間の中間支援団体や、他の様々な機関や施設とともに、異なるセクター、地域等を横断した協働を実施し、市民活動センターは、公の施設だからこそ担える部分に焦点をあて、注力していくこと。

求められる役割

(1) あらゆる主体の参画を促すこと

ア 市民と行政との仲介役となること

本市の市民活動センターは、静岡市が設置し、指定管理者制度を用いて、民間による運営が行われる「公設民営型」のセンターです。市の施設であるという特性を生かし、市の全庁的な取組と連動して、担当部署である市民自治推進課だけではなく、市役所内の様々な部署とつながることで、幅広い社会課題をカバーし、行政と市民活動との仲介役となることが期待されます。

イ 参加と協働を促すこと

前述のとおり市民活動の形態を特定の枠組みで定義することが難しくなっています。「市民活動性」は、市民活動団体だけではなく、個人や企業等もそれぞれが備えており、そうした観点からすると、市民活動団体の基盤を整えるための支援だけではなく、地縁団体との関わりや企業、教育機関等との繋がり、若者や外国にルーツを持つ方への働きかけ等、「参加の仕組み」を整え、多様な主体が参画する「協働」を促して

いくことが重要であると考えます。

「活動を通じた社会的課題の解決」ばかりでなく、「面白そう、楽しそう」、「自身の社会経験や成長につながるため」といった動機がきっかけとなる場合もあります。市民にとって一歩を踏み出しやすい取組を考えていく必要があるでしょう。

(2) 市民活動支援の豊かなバリエーションを持っていること

ア 対象に応じたアプローチができること

市民活動が多様化する中で、支援の方法が一様なものになってしまうと、支援の対象となる層も絞られてしまい、結果的に限られたメンバーのコミュニティになってしまう可能性があります。活動形態や活動の段階に応じて、幅広く柔軟な支援ができる体制をつくることが重要です。

センターの「場」としてのニーズも引き続き存在するものの、他の公共施設や大学、民間のシェアスペース、あるいはインターネット上など、現在は様々な拠点や交流の場が存在し、活動のフィールドも多様化しています。「場」とは異なる支援力を更に高め、対象に応じた価値を提供することが求められています。

イ 「団体」ではなく、「アクション」を応援すること

現行の協定書からは、センターの支援対象（利用者の想定）として、市民活動に取り組む「団体」であることが念頭にあるように見受けられます。多様な活動形態があるなかで、「団体」に拘ることなく、社会を変えようとする「動き」や「活動」等のアクションをサポートするという視点に立つことが、必要だと考えます。

ウ アウトリーチによる支援ができること

情報コーナーや専門書籍等の閲覧、相談窓口の対応、施設の提供等を行うことは、センターの「拠点」としての強みを活かした取組であり、人や情報の交流拠点としての機能を期待されているものと考えます。一方、今日では、通信インフラの充実やデジタルサービスの拡大、普及に伴って、データ流通量は増大しており、インターネットから多くの情報が収集できる社会になりました。

情報提供の方法や相談対応について、利用者や相談者等が来るのを待っているというスタイルではなく、情報や支援が必要な人を見つけ、届けることや、地域を歩き回ることによって課題を見つけ、そこから様々な市民や団体との関係性をつくり、繋いでいける体制が重要であると考えます。

同時にアウトリーチによる支援を通じて、潜在的なニーズや社会がこの先必要としていることを把握し、支援に反映させていくという視点も重要です。

そのためには、施設管理の視点は持ちつつも、センターのスタッフが活動の場に出

向いていける機会を増やせるような仕様とすることが必要ではないでしょうか。

(3) 社会課題等を「見える化」すること

ア 当事者意識の形成に取り組むこと

情報提供や相談対応等を通じて、市民が動き出すための働きかけを行っていくこともセンターの重要な役割であると考えます。

活動に取り組んでいる市民への支援だけではなく、アウトリーチ等による様々な市民等との対話を通じ、次の市民活動につながる社会課題や地域の魅力等を見出し、市民活動を促進するきっかけ等を生み出すような取組もまた、必要だと考えます。その際、センターだけで取り組むのではなく、専門的な視点も踏まえて対応していくため、各分野の相談機関等と連携していくという意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

5 市民活動センター設置運営の枠組みについて

「これからの市民活動センターに求められる役割」について、これまでは施設の運営内容に関することを中心に述べてきましたが、この章では、施設の設置そのものに関することや、管理のための枠組みに関して、検討すべきことを示します。

(1) 施設の設置に関するについて

市は、センターを設置する者の責務としての運営理念や方針を定め、それに基づいた運営について評価していくべきだと考えます。市の職員は人事異動等がある関係上、1人の担当者が長期間市民活動促進業務に携わることが難しいことから、理念やノウハウ等を確実に継承できる仕組みを整えていただきたいと思います。

現在、センターは市内に2か所設置されています。それぞれ別の団体が指定管理者となっていることで、各センターで特色をもった運営がされています。旧静岡市域と旧清水市域に設置されていますが、エリアを対象に運営されているわけではなく、利用者も目的に応じてセンターを使い分けるなど、その特色が活かされています。これまで述べたようにセンターに求められる役割は多岐にわたることから、引き続き特色のある運営を継続してほしいと願います。また2つのセンターの違いをより明確にしていくことも検討の余地があると考えます。

施設の名称は、その施設の特性を表す重要な要素です。役割や機能が変化するのであれば、施設の名称についても、その役割に応じたものとなるよう検討が必要ではないでしょうか。

市民活動センターにおける、現在の指定管理業務の成果指標は、「利用者満足度」となっていますが、満足度のみで市民活動が促進されているか判断することは難しいでしょう。例えば、市民活動と行政、企業等による協働が始まった件数や、センターからの働きかけによって活動が生まれた件数等、複合的な指標を組み合わせることで、市全体の市民活動の促進に寄与していることを評価いただきたく思います。併せて、数値で表しきれない質的な要素も評価の対象となるよう考慮をお願いします。

(2) 管理のための枠組みについて

現在の運営手法として採用されている指定管理者制度は、「広く民間の視点、手法を取り入れることで、市民ニーズに対応した事業の実施など市民サービスの向上や、コストの削減が可能になる」ことや「市民参画、協働など分権型社会の進展にも寄与する」³ことを期待されています。

³ 静岡市 web サイト (<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2547/s004152.html>) 2024.9.26 取得

指定管理者制度は、指定管理者の創意工夫を期待していることから、協定書（仕様書）で業務内容を事細かに定めすぎてしまうと、一律な業務内容となり、柔軟な対応を阻害することになります。指定管理者の努力や工夫が発揮される仕組みを検討いただきたく思います。

また、よりよい運営を行うためには、指定管理者が感じ取った現場の変化を柔軟に事業内容に反映する等、変化に対して自発的に対応できるような仕組みも重要です。市と指定管理者がセンターの運営方針や目標設定の段階から一緒に考えていく等、協働による運営の土台づくりを行っていく必要があると考えます。

あわせて、こうした市民活動センターに求められる役割を実現化するために、業務の内容や求める水準に応じた適正な予算の確保と体制の整備を求めます。

参考文献

「地域コミュニティ支援が拓く協働型社会 地方から発信する中間支援の新展開」（櫻井常矢 編著／2024 年／学芸出版社）

「協力のテクノロジー 関係者の相利をはかるマネジメント」

（松原明・大社充 著／2022／学芸出版社）

「NPO とは何か」（宮垣元 著／2024 年／中公新書）

「令和 5 年版 情報通信白書」（総務省／2023 年）

6 各委員からのコメント（五十音順に掲載）

（●●●● 委員）

.....

7 資料

- ・ 委員名簿
- ・ 会議開催概要
- ・ 諮問書の写し
- ・ 静岡市市民活動の促進に関する条例（協議会の設置根拠／所掌）

静岡市市民活動促進協議会

これからの市民活動センターに求められる役割について（答申）

令和 年 月

■お問い合わせ■

静岡市市民活動促進協議会事務局

（静岡市市民局市民自治推進課）

電話 054-221-1372

1 はじめに

2 市民活動センターの概要

- (1)設置経緯 (2)計画上の位置づけ
(3)施設概要 (4)利用状況

3 現状認識

(1)市民活動の多様化

- ア 多様化する活動形態
企業や教育現場等で参加するケースが生まれ、特定の枠組みにとらわれない施策
- イ 市民活動センターがアプローチする対象
若者等へ多様な層へのアプローチ
- ウ 市民活動センターによる支援のアプローチ
「団体育成支援」への比重の偏り

(2)定着した機能と求められる機能

- ア 全国的な状況
全国に「モデル」の定着化が生まれている。
- イ 静岡市の状況
市が求める水準の「硬直化」が起きている。

(3)長期的な視点

社会は急激に変化していることから、
変化に応じて都度見直しするのではなく
変化に柔軟に対応していける仕組みが必要。

4 これからの市民活動センターに求められる役割について

基本的な 考え

- ① 施設利用者だけでなく、市全体の市民活動促進を視野に入れる
② 全てセンターで担うのではなく、公の施設だからこそ担える部分に対し、民間の中間支援団体等とともに、協働を実施する。

求められる役割

(1)あらゆる主体の参画を促すこと

- ア 市民と行政との仲介役となること
イ 参加と協働を促すこと

(2)市民活動支援の豊かなバリエーションを持っていること

- ア 対象に応じたアプローチができること
イ 「団体」ではなく、「アクション」を応援すること
ウ アウトリーチによる支援ができること

(3)社会課題等を「見える化」すること

- ア 当事者意識の形成に取り組むこと

5 市民活動センター設置運営の枠組みについて

運営内容(求める役割)ではなく、施設の設置そのもの等に関する意見

(1)施設の設置に関することについて

- ・市も理念や方針を定める
- ・担当者が変わってもノウハウを継承できるように
- ・役割に応じた名称に
- ・現行の指定管理業務の成果指標見直しを

(2)管理のための枠組みについて

- ・団体の創意工夫や努力が発揮できる仕組みを
- ・変化に自発的に対応でき、市と指定管理者が協働的に運営できる仕組みを

意見・提案内容		修正案に反映した内容	
原案 該当頁	内容	修正 案	修正内容
2	1 市民活動センターが開館してから静岡市にもたらした功績を記載する。	2	1 センターが設置されたことによって組織基盤づくりのための拠点や、交流・ネットワークの創出の面で市の施策上大きな役割を果たしてきたことを追記しました。
5	2（4） 利用者の年代に関するグラフ（年配の利用者が多い）に縛られず、センターの利用者としては表れにくい若者が中心となっている団体も活動していることについて、出し方を工夫する。	6	3（1）イ 若者が中心となった活動も活発に行われ、センターとしても連携・アプローチしていることを追記しました。
8	3（2）ウ 若者へのアプローチについて、現状では何もやっていないような印象を受ける文章であるため、現状も対応してくれているが、今後も引き続き頑張してほしいという表現に変更してはどうか。		
6	3（1） 「硬直化」について、全国的な状況と静岡市の状況と混同する。 「硬直化」が具体的に何を指しているのか分かりにくい。 センターが硬直化しているのではなく「仕様書の硬直化」である。	7～8	3（2） ・「全国的な状況」と「静岡市の状況」とに項目を分けて記載しました。 ・市民活動を取り巻く現在の状況と、現行のセンター仕様書とのギャップが生じていることを「硬直化」と整理しました。 ・上記の整理であることをわかりやすくするため、現状（市民活動を取り巻く現在の状況）を先に説明できるよう、3（2）だった「市民活動の多様化」を3（1）に変更しました。 <変更前> 3（1）市民活動センター機能の「硬直化」 3（2）市民活動の多様化 <変更後> 3（1）市民活動の多様化 3（2）市民活動センター機能の「硬直化」
7	3（2）ア 「NPOの広がるとともに、～」が誤記ではないか	7	3（1）ウ 「NPOの広がりとともに、～」に修正しました。

意見・提案内容		修正案に反映した内容	
原案 該当頁	内容	修正 案	修正内容
7	3（2）ア 「社会情勢の変化に伴い…」とあるが、「社会情勢の変化」と一括りにせず、具体的に示すことで市民活動センターの役割を改めて考える理由が明確になる。	6～7	3（1） 項目の順序と見出しを変更し、 ア（市民活動の形態の変化） イ（センター支援対象の変化） …という社会情勢の変化に伴って ウ（支援アプローチの変化） …が必要になっている、という 整理・表現にしました <変更前> ア 市民活動センターが支援の対象とする領域 イ 多様化する活動形態 ウ 利用者のすそ野を広げる <変更後> ア 多様化する活動形態 イ 市民活動センターが対象とする領域 ウ 市民活動センターによる支援のアプローチ
8	「3（2）ウ 利用者のすそ野を広げる」の利用者という言葉が、市民活動センターに足を運んでくれる人のみを対象にしているというイメージになるため、別の言葉に置き換えた方がよいのではないか	6	3（1）ウ 見出しを「市民活動センターによる支援のアプローチ」に変更しました。
8	3（2）ウ 「障害がある方や外国人住民が～」とあるが障害がある方と外国人住民だけではないため「等」を入れたらどうか。	6	3（1）イ 「障害がある方や外国にルーツのある方など、～」に修正しました。
8	3（2）ウ 障害がある方や外国人住民等へのアプローチがについて、現状でもセンターにおいて取り組んでいることがあると思うため、表現を工夫してほしい。	6	3（2）イ 既に取り組んでいることを前提に 「…接点を、これまで以上に作っていく必要がある。」という表現にしました。
8	3（2）ウ 最後の項目だけかなり具体的な記述になっている印象	10	該当箇所を削除し、4（1）イ の文中に 「活動を通じた社会的課題の解決」ばかりではなく、市民にとって一步を踏み出しやすい取組を考えていく必要がある、という表現で挿入しました。

意見・提案内容		修正案に反映した内容	
原案 該当頁	内容	修正 案	修正内容
8	3（2）ウの内容について、具体例すぎるのでは？という意見があったと思うので下記のような文章にしたらどうか。 →番町市民活動センター、清水市民活動センターとも、利用者層は60代以上が主で10代～30代の層は相対的に少ない割合となっている。 ・多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまちを目指していくためにも、今後、センター利用者に限らず、若者や外国ルーツのある方など様々な年代や人たちと接点を作っていくことが市センターの役割として必要である。 ・そのために、だれもが市民活動への参加しやすい環境を整える工夫が求められる。	6	3（2）イ 文中に、一部入れさせていただきました。
9	支援力や異なるセクター間に横串を刺す力が大事だということを明確に書いてほしい	9	4 横串を刺す力の大切さが明確になるように、基本的な考えの2つ目の項目を分解して、以下のように記載しました。 ・静岡市市民活動センターが公の施設であるからこそ、担えるという部分に焦点を当てることに注力すること。 ・市民活動の多様化に対応するため、異なるセクター、地域、分野等を横断して多様な主体を巻き込み、協働していくこと。
6～8	現状がハコ中心の仕様であるが、今の市民活動センターはソフトウェアやホスピタリティ、支援力が求められているというような書き足しが必要ではないか。	10	4（2）ア 文中にセンターの「場」としての必要性に言及しつつ、「「場」を前提とした取組だけでなく、「場」とは異なる支援力を更に高め、対象に応じた価値を提供することが求められている」と追記しました。
6～8	従来型のセンターの役割が不要なわけではないが、センターに足を運んでもらうという前提で、足を運んでいない人に向けて何かをするのではなく、現状のセンターではできていない「場」とは違うソフトのサービスに力を入れていくというイメージを持っている。		
6～8	市民活動センターの利用者が少ないからといって市民活動の担い手が少ないということにはならない。市民活動センター（の施設）を利用することが必ずしもいいわけではなく、こちらの考え方を現在のニーズに合わせていくことが大事		
9～10	市民活動センターの役割として、建物を前提とした施策を行うことではない、という点を明文化してほしい		

意見・提案内容		修正案に反映した内容	
原案 該当頁	内容	修正 案	修正内容
9～10	求められる役割の項目について、市民活動促進基本計画の柱に合わせる形で、すそ野が広いものから順に表現する方が役割としてアプローチする対象が伝わりやすくなるのではないかと。	9～10	4（１）と4（２）の順を入れ替えました。 <変更前> （１）市民活動支援の豊かなバリエーションを持っていること （２）あらゆる主体の参画を促すこと <変更後> （１）あらゆる主体の参画を促すこと （２）市民活動支援の豊かなバリエーションを持っていること
10	4（２）ア 市役所内の様々な部署とつながることが謳われているが、今の表現だと市民活動センターだけのはたらしによって行われるような印象を受けるため、静岡市も同じように動き出すような印象にしてほしい。	9	4（１）ア 文中に「市の全庁的な取組と連動して」を追記しました。
10	現代では社会課題も複合化して、複数の原因が絡み合っている。よって様々な問題を解決するためには、NPOや企業、大学等各主体間の連携、協働が重要となる。	9	4（１）イ 文中「地縁団体との関わりや企業～」に「教育機関等」を追記しました。
10	4（２）イ 大学（教育機関）との連携についても言及してほしい。	9	
10	4（３） 「社会課題等を拾っていくこと」という言葉は、ぶっきらぼうな印象を受けるため、「可視化」など別の表現に変えた方がよいのではないかと。	11	4（３） 「社会課題等を「見える化」すること」に変更しました。 ※「見える化」のほうがより広い意味を含むような印象を持ちましたのでこのようにしました。
10	4（３） 社会課題にはトレンドがあるため、そのトレンドの波を掴み、静岡ローカルの取組をぐっと乗せていくことも大事な役割だと思います。	11	4（２）ウ 「アウトリーチによる支援を通じて、潜在的なニーズや社会がこの先必要としていることを把握し、支援に反映させていく」という表現で記載。
10	従来の貸室や講座、セミナーを提供したりする支援だけでなく、センタースタッフが直接地域に出向いて地域課題を発掘したり、共有するといったアウトリーチ支援を推進する。		
10	4（１）ウ 「アウトリーチによる支援ができること」とあるが、今のセンターでも独自に実施してくれていることから、より推進してほしいという表現に変えてほしい。	6	3（１）イ 現状として「各センターとも積極的に外部とのかわりをもち…」と記載したうえで、現行の仕様書ではそうした点が評価されにくくなっていると表現しました。
10	4（３） 課題を抱えている場合は、各相談機関等へ相談に行く人も多いだろうから、各相談機関等と連携し、相談件数の推移等から（課題を）把握していくことも必要ではないだろうか	11	4（３）ア 相談機関等との連携について追記しました。

意見・提案内容		修正案に反映した内容	
原案 該当頁	内容	修正 案	修正内容
11	5（1） 2つのセンターそれぞれの方針や役割を変えて仕様書を作成する可能性もあるのではないかと 旧市域ごとのセンターという訳ではないため、機能分担をしてもよいのではないかと。	12	5（1） センターが2か所それぞれの特徴が活かされていることを記載しました。 機能分担については、違いをより明確にしていくことの可能性について言及しました。
11	あえて機能別にして管轄地域を広げるメリットは小さいのではないかと。		
11	5（2） よりよい運営ができるために、予算や体制（目標を実現するための職員数や時間などは見合うのか）、人材育成（研修の必要性等）、市も市民活動センターが運営しやすい環境づくりも検討しながら実施していく。など一文入れていただくのはどうか。協定書で、金額は決まっていると思うが、今後答申を受けて仕様書など変えていくのであれば、そもそもその金額で実施可能なのか。金額ではなく提案内容で管理者を選定していると思うので、その点も協議できたらどうか。	13	5（2） 業務の内容や求める水準に応じた適正な予算の確保と体制の整備を求めることについて追記しました。

意見・提案内容		修正案に反映した内容	
原案 該当頁	内容	修正 案	修正内容
2	1 NPO法人の設立認証数について、所轄庁であれば「約」ではなく、厳密な数字を提示してはどうか。	2	1 具体的な数値を記載するようにしました。 <修正前> 令和●年●月現在、約330法人が <修正後> 令和6年12月現在、319法人が
2	1 「～大きな役割を果たしてきたといえる」の末尾「といえる」を削除し、断言した表現にしてみてもどうか。	2	1 「といえる」を削除し、断言した表現に修正しました。
6	3（1）ア 「株式会社」に限ったことではないので「企業」に変更するのはどうか。	6	3（1）ア 文中の「株式会社」を「企業」に変更しました。 併せて言い回しも変更しました
6	3（1）ア 多様化する活動形態のところに若者や大学生の活動を追記しては。たとえば、「大学生がサークル活動やゼミ、授業等を通じて地域活動を立ち上げたり参加するケースもある。」	6	3（1）ア 高校生も含めて、文中に「高校生や大学生が授業や部活、サークル活動やゼミ等を通じて地域活動を立ち上げたり、参加するケースもある。」を追記しました。
6	3（1）イ 「領域」という言葉は適切か。はたらきかける対象のことを意味していると思われる。「市民活動センターがアプローチする対象」とか？	6	3（1）イ 「領域」という言葉が不明瞭であるため、「対象とする領域」から「アプローチする対象」に変更しました。
6	3（1）イ 「事業への巻き込みを展開しているものの」とあるが、よいだろうか。これだと結局センターに来て、利用して、というはたらきかけのように感じるので、「多様な活動を支援するべくはたらきかけを行っているが」等としてはどうか。	6	事業への巻き込みという表現は、限定的に捉えられる可能性があるため、下記のように変更しました。 <変更前> 事業への巻き込みを展開しているものの、 <変更後> 多様な活動を支援するべく働きかけを行っているが、
7	3（1）ウ 「事業志向のNPO」の指す内容が不明瞭に思います。	7	仙台モデル構築の背景として事務局機能への支援が求められていたことを強調する意図で「（運動と比較して）事業志向のNPO増加」という表現としましたが、明確な根拠に乏しく抽象的な表現であることから該当箇所は削除しました。

意見・提案内容		修正案に反映した内容	
原案 該当頁	内容	修正 案	修正内容
7	3（1）ウ 「結成した市民活動団体」の指す内容が不明瞭に思います。	7	3（1）ウ 主に立ち上げ期の団体を対象とした、活動基盤を安定化のための支援策としての色合いが濃かったことを表現しなかったため、下記のように変更しました。 <変更前> 結成した市民活動団体 <変更後> 新たに立ち上げられた市民活動団体
7	3（1）ウ 「そうした層」が指す内容が不明瞭に思います。	7	3（1）ウ 前述した新たに立ち上げられた市民活動団体を指しているため、下記のように変更しました。 <変更前> そうした層 <変更後> 立ち上げ期の市民活動団体
7	3（2） P6-P8の「3 現状認識」では「硬直化」という部分に関し、当初の順番を入れ替えたり、静岡市の場合には「協定書や仕様書の硬直化」という表現で使うという定義づけで整理をされていますが、見出しとしてP7（2）市民活動センターの「硬直化」という言葉を使用していることに変わりはなく、印象としては全国とか静岡市とか区別せずに市民活動センターが硬直化していると誤解される恐れは残ったままだと思います。 そもそも「硬直化」の表現は参考文献？からの引用であると思いますので、これをどうしてもタイトルに使用する必要性はないのではないのでしょうか？ 「ア．全国的な状況」の本文で「中間支援機能の硬直化」の言葉が使われているし、よく読めばここで	7	3（2） 「センターの機能が施設をベースとした内容に比重が置かれ定着していること」と「多様な手法によるアプローチが求められる現在の状況」とのギャップを端的に表現したい意図で使っていましたが、わかりにくいため、下記のとおり修正しました。 <変更前> 市民活動センターの機能の「硬直化」 <変更後> 市民活動センターに定着した機能と求められる機能
7	3（2）イ 静岡市のセンターが硬直化しているとまでは言えないという意見もあったので、もう少し、「こうした状況の中でもアウトリーチや多様な活動への支援等も積極的に進めてきているものの・・・」、というような表現があってもよいのでは。 ＊市がセンターに求める水準も「硬直化」、というのはうまい表現で、確かにそうですね。そう言うのなら今回の答申は自ずとラジカルなものにならざるを得ない。	8	3（2）イ 静岡市市民活動センターが硬直化しているとまでは言えないという意見を反映するため、文中に「こうした状況の中でもアウトリーチや多様な活動への支援等も積極的に進めてきているものの」と追記しました。

意見・提案内容		修正案に反映した内容	
原案 該当頁	内容	修正 案	修正内容
8	3（3） 急激に変化し続ける社会においては、というのはちょっと雑な（粗い）表現のように感じる。 「今後もAIをはじめとした技術の普及やグローバル化の進展等により、社会の変化のスピードは増していくと考えられ」、とか。	8	3（3） 文中に「今後もAIをはじめとした技術の普及やグローバル化の進展等により、社会の変化のスピードは増していくと考えられ」を追記しました。
9	4 基本的な考え 市民活動の多様化に対応するため、なのだろうか。そもそも社会課題解決の手法として協働の必要性はずっと言われていることで、多様化への対応ではない。2 項めを受けて、公的施設であることの強みをいかして、ということでしょうか。		4 基本的な考え 3 項めの内容について後述する求められる役割と内容が重複しているため、2 項めと統合した。
9	4（1）ア 「外国人住民」という表現を「外国にルーツのある方」に統一してはどうか。	9	4（1）ア 3（1）イにある「外国にルーツのある方」に統一しました。
10	4（2）ア 「団体の活動段階に応じて」を「団体の活動形態や段階に応じて」に修正してみてもどうか。	10	4（2）ア 文中を「活動形態や段階に応じて」に修正しました（「団体」も削除）。
10	4（2）イ 「社会と変えようとする～」は、「社会を変えようとする～」の誤字ではないか。	10	4（2）イ 誤字のため、修正しました。 <修正前> 社会と変えようとする <修正後> 社会を変えようとする
10	4（2）ウ 文中「普及に伴って増大、～」は、誤記ではないでしょうか。	10	4（2）ウ 誤字のため、修正しました。 <修正前> 普及に伴って増大、 <修正後> 普及に伴って、
10	4（2）ウ 「支援に反映させいく～」は「支援に反映させていく～」の誤字ではないか。	10	4（2）ウ 誤字のため、修正しました。 <修正前> 支援に反映させいく <修正後> 支援に反映させていく

意見・提案内容		修正案に反映した内容	
原案 該当頁	内容	修正 案	修正内容
11	4（3）ア 「課題の中心にいるのに、自らがその当事者であると気づいていない市民」の表現に違和感があります。多分いろんなパターンがありえて ・外から見ると課題当事者に見えるが、本人は課題に感じていない ・本人は困っているものの、課題の原因が複合的であり何が課題かわからない ・本人は課題当事者の認識はあるものの、動けない、何をすればいいかわからない 課題の当事者という意味だけでなく、課題解決の当事者、社会の担い手という意味もありますね。タイトルに社会課題等とあるように課題のみにフォーカスするのも少し違う気がしています。いずれにしても待っていては見えてこないものを見に行き、「見える化」するということ。	11	4（3）ア 多様なパターンを想定した表現になるように、下記のとおり変更しました。 <変更前> 課題の中心にいるのに、自らがその当事者であると気づいていない市民に対しても、その課題を共有したり、仲間づくりの機会をつくったり、動き出す力を育むことで、一歩踏み出すための橋渡しができる取組も必要である。 <変更後> アウトリーチ等による様々な市民等との対話を通じ、次の市民活動につながる社会課題や地域の魅力等を見出し、市民活動を促進するきっかけ等を生み出すような取組もまた、必要だと考えます。
12	5（1） 最後の項目への追記。「合わせて、数値で表しきれない質的な要素も評価できるよう考慮したい。」（基本方針のときにも出たこと）	12	5（1） 文中に「併せて、数値で表しきれない質的な要素も評価の対象となるよう考慮をお願いします」を追記しました。

令和6年度市民活動促進協議会 審議スケジュール

資料5

1 諮問内容

「これからの市民活動センターに求められる役割」

2 協議内容について

※会議は原則的にすべて公開です
※スケジュールは変更する場合があります

時期(予定)	内容	行政(事務局)の動き
① R5.12	委員自己紹介／諮問／市の市民活動促進施策の概要や諮問の背景等についての説明／意見交換	静岡市から諮問 委員顔合わせ・進め方確認
② R6.2	審議:市民活動センターに求められる役割について【意見交換】	第1回の議論の深掘り・ 論点の洗い出し
③ R6.3	審議:市民活動センターに求められる役割について【意見交換】	他都市事例の参照等をしながら 意見交換
④ R6.7	審議:市民活動センターに求められる役割について【答申案(大項目)に対する意見交換】	資料3を基に答申の大項目につ いて議論
⑤ R6.10	審議:市民活動センターに求められる役割について【答申案に対する意見交換】	前回の協議会の意見を踏まえて 修正した答申案をベースに議論
⑥ R6.12	審議:市民活動センターに求められる役割について【答申最終案の確認】	答申内容を概ね決定
⑦ R7.2	答申:市民活動センターに求められる役割について 審議:計画2年間の振り返り(進捗管理)	静岡市に対して答申提出

書面(メール)
による意見照会

今までの意見を
まとめた資料の
提示

意見を答申案
に反映

意見を答申案
に反映

答申をもとに
指定管理更新
手続きを開始

令和6年度市民活動促進協議会 審議スケジュール

(指定管理更新スケジュール)

